鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第３９号

鳥取市特別会計条例の一部を改正する条例

鳥取市特別会計条例（昭和３９年鳥取市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

⑰　鳥取市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計　母子父子寡婦福祉資金貸付事業

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。